

青森県社会教育委員公募要項

1 公募の概要

(1) 公募する職

第37期青森県社会教育委員（第17期青森県生涯学習審議会委員を兼務するものとする。）

(2) 職務内容

社会教育法第17条の規定により、社会教育に関し教育委員会に助言するために次の職務を行う。

- ①社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ②教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。
- ③上記の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

また、本県の生涯学習の振興に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の審議を行う。

(3) 任期

令和6年10月19日から令和8年10月18日までの2年間

(4) 報酬・旅費

会議に出席した場合、青森県条例の規定による報酬及び交通費相当額を支給

(5) 会議開催予定

青森市内で青森県生涯学習審議会と併せて年4回程度開催

2 募集人員 2名

3 応募資格

次の全てに該当する18歳以上の方（令和6年10月19日現在）。ただし、現に国及び地方公共団体の議員、常勤の公務員（大学関係者、教職員を除く。）、県職員であった方（退職後2年以内の方に限る。）、現に2つ以上の県の附属機関の委員である方を除きます。

- (1) 青森県内に居住していること。
- (2) 社会教育に関心を持ち、具体的に社会教育に関する活動をしていること。
- (3) 青森市内で平日に開催される会議に出席できること（会議時間は約2時間）。

4 応募方法

次の書類を提出してください。なお、応募書類に記載された個人情報には当該公募に係る選考のためにのみ利用し、それ以外の目的で利用しません。

また、提出いただいた書類は返却しません。

- (1) 応募用紙（別紙様式）※県教育委員会ホームページからダウンロードできます。
- (2) 小論文 「一人一人の主体的な学習活動と社会参加活動を推進する社会教育」をテーマに、自身の考えとその具体的方策について意見を述べてください。字数は800字程度とし、書式は自由、自筆・ワープロを問いません。

5 募集期間等

令和6年6月3日（月）～7月5日（金）までとします。

応募は、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれでも受け付けます。

なお、持参による受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

6 選考

提出された書類を審査し、委員として任命することが適当であると認められる方の中から選考します。

7 選考結果の通知

選考の結果は、令和6年10月中旬までに応募者全員に通知します。

8 応募・問合せ先

青森県教育庁生涯学習課企画振興グループ

住 所 〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

電 話 017-722-1111（代）内線 3138

F A X 017-734-8272 E-mail E-SHOGAI@pref.aomori.lg.jp

ホームページ「あおもりの生涯学習ー楽しむ 高める 生かすー」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shogai/2008-0715-1550-255.html>

